

財政局契約第二課で行う、種目「建物管理」及び 「公園緑地等管理」に係る入札における発注標準金額について

財政局契約第二課では、登録業者数及び発注件数の多い種目「建物管理」及び「公園緑地等管理」に係る入札において、平成19年度の契約案件から格付等級を用いています。

格付は、種目ごとに申請者の格付点数を得点順に並べ、区分点（等級を区分する点数）を定めることで決定しています。

☆格付点数について

格付点数は、「横浜市物品・委託等に関する競争入札取扱要綱」の規定に基づき、種目ごとに算出しています（算出方法は、「横浜市物品・委託等に関する競争入札取扱要綱第7条」を参照してください）。

☆区分点について

区分点は、①前年度の等級別発注件数、②申請者の得点順分布状況、③前回の区分点数等を考慮し、発注する契約が特定の等級に偏ることのないように配慮し、決定しています。

各種目における入札（特定調達契約を除く）について、格付等級ごとに発注する発注標準金額の範囲は次のとおりです。

＜各種目の等級区分及び発注標準金額＞

(1) 建物管理

等 級	区分点	発注標準金額（税込）
A	69点以上	2,000万円以上
B	54点以上69点未満	700万円以上 2,000万円未満
C	54点未満	700万円未満

(2) 公園緑地等管理

等 級	区分点	発注標準金額（税込）
A	63点以上	2,000万円以上
B	48点以上63点未満	1,100万円以上 2,000万円未満
C	48点未満	1,100万円未満

【実施時期】

令和7年4月1日以降に公告する案件から適用します。

問合せ先：
財政局契約第二課委託契約係
TEL 045-671-2186

格付点数の計算方法について(物品・委託等)

委託種目「建物管理」及び「公園緑地等管理」における格付点数の計算方法は以下のとおりです。

(横浜市物品・委託等に関する競争入札取扱要綱 第7条)

$$M \text{ (格付点数)} = Xa + Xb + Xc + Xd + Z + Ya + Yb + Yc + Yd$$

計算式の各項目の数値は以下の表のとおり求めます。

X a 直近の2営業年度の種目別年間売上高を平均した金額から求められる数値

種目別年間売上高 (平均)	数値
1,000億円以上	55
300億円以上 1,000億円未満	50
100億円以上 300億円未満	45
30億円以上 100億円未満	40
10億円以上 30億円未満	35
5億円以上 10億円未満	30
2億円以上 5億円未満	25
1億円以上 2億円未満	20
5,000万円以上 1億円未満	15
5,000万円未満	10

X b 自己資本額から求められる数値

自己資本額	数値
50億円以上	10
2億円以上 50億円未満	8
3,000万円以上 2億円未満	6
300万円以上 3,000万円未満	4
0円以上 300万円未満	2
0円未満	0

X c 流動比率（流動資産額を流動負債額で除した比率）から求められる数値

流動比率	数値
140%以上	20
120%以上 140%未満	16
100%以上 120%未満	12
80%以上 100%未満	8

80%未満	4
-------	---

X d 従業員数から求められる数値

従業員数	数値
1,000人以上	5
500人以上 1,000人未満	4
100人以上 500人未満	3
30人以上 100人未満	2
30人未満	1

Z 営業年数から求められる数値

営業年数	数値
30年以上	10
20年以上 30年未満	8
10年以上 20年未満	6
5年以上 10年未満	4
5年未満	2

Y a ISO9001 又は ISO14001 の認証登録の有無から求められる数値

認証登録	数値	
ISO9001	有	3
	無	0
ISO14001	有	3
	無	0

Y b 資格審査申請日の直前の6月1日における障害者の雇用状況から求められる数値

法定雇用率	数値
法定雇用率超※	3
法定雇用率以下	0

※障害者雇用促進法第43条第7項による報告義務の有無は問わない。

Y c 資格審査申請日における男女共同参画に関する一般事業主行動計画の策定・届出状況から求められる数値

一般事業主行動計画の策定・届出	数値
有※	3
無	0

※次世代法第12条第1項及び女性活躍推進法第8条第1項による策定及び届出義務の有無は問わない。

Y d 資格審査結果通知日の前々月末日（随時申請においては、資格審査結果通知日の前月末日）の過去2年間における以下の事由による指名停止の延べ措置期間から求められる数値

措置要件	数値
贈賄	措置期間 1 か月につき、-0.5 点
独占禁止法違反行為	(※-12 点を限度とする。)
競売入札妨害又は談合行為	
あっせん利得処罰法違反行為	